

令和八年秋田県議会
第一回定例会議案

(二月議会)

[7]

令和八年二月十三日提出

議 案 目 録

(補正(国補正予算等早期対応分))

議案第 三 号	令和七年度県営土地改良事業に要する経費の一部負担の変更について	12頁
議案第 四 号	令和七年度水産基盤整備事業に要する経費の一部負担の変更について	24
議案第 五 号	令和七年度林道事業に要する経費の一部負担の変更について	26
議案第 六 号	令和七年度都市計画事業に要する経費の一部負担の変更について	32
議案第 七 号	令和七年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更について	33
議案第 八 号	令和七年度港湾事業に要する経費の一部負担の変更について	36

(補正)

議案第二十六号	秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金条例案	38
議案第二十七号	令和七年度次期総合防災情報システム整備事業に要する経費の一部負担の変更について	40
議案第二十八号	物損事故に係る和解について	50
議案第二十九号	令和七年度自然公園事業に要する経費の一部負担の変更について	51
議案第三十号	交通事故に係る和解について	54
議案第三十一号	交通事故に係る和解について	55
議案第三十二号	令和七年度県営土地改良事業に要する経費の一部負担の変更について	56
議案第三十三号	令和七年度水産基盤整備事業に要する経費の一部負担の変更について	69
議案第三十四号	交通事故に係る和解について	72
議案第三十五号	令和七年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更について	73
議案第三十六号	令和七年度米代川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更について	76
議案第三十七号	令和七年度流域下水道汚泥焼却施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更について	77
議案第三十八号	令和七年度県北地区広域汚泥処理施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更について	79
議案第三十九号	令和七年度県南地区広域汚泥資源化施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更について	81
議案第四十号	工事委託変更契約の締結について	83

議案第 四十一号	工事委託契約の締結について	85
議案第 四十二号	公の施設の指定管理者の指定について	87
議案第 四十三号	交通事故に係る和解について	88
議案第 四十四号	交通事故に係る和解について	89

(当初)

議案第 六十六号	秋田県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例案	91
議案第 六十七号	秋田県行政手続条例の一部を改正する条例案	92
議案第 六十八号	秋田県部設置条例の一部を改正する条例案	94
議案第 六十九号	秋田県公務員倫理条例案	95
議案第 七十号	県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案	99
議案第 七十一号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	100
議案第 七十二号	知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案	102
議案第 七十三号	特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	103
議案第 七十四号	秋田県県税条例の一部を改正する条例案	104
議案第 七十五号	秋田県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案	106
議案第 七十六号	市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案	107
議案第 七十七号	秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案	110
議案第 七十八号	秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案	115
議案第 七十九号	秋田県子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例案	117

議案第 八十号	秋田県地域おこし支援基金条例を廃止する条例案	118
議案第 八十一号	秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部を改正する条例案	119
議案第 八十二号	秋田県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例案	120
議案第 八十三号	秋田県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案	121
議案第 八十四号	秋田県国民健康保険条例の一部を改正する条例案	122
議案第 八十五号	秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案	124
議案第 八十六号	秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例案	125
議案第 八十七号	秋田県家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例案	128
議案第 八十八号	秋田県家畜検査等手数料徴収条例の一部を改正する条例案	129
議案第 八十九号	秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例案	130
議案第 九十号	企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例案	131
議案第 九十一号	秋田県工業用水道条例の一部を改正する条例案	133
議案第 九十二号	秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案	134
議案第 九十三号	秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案	138
議案第 九十四号	秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案	145

議案第 九十五号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	148
議案第 九十六号	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案	150
議案第 九十七号	教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案	151
議案第 九十八号	秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案	152
議案第 九十九号	学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案	153
議案第 百号	秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例案	154
議案第 百一号	令和八年度次期総合防災情報システム整備事業に要する経費の一部負担について	156
議案第 百二号	公立大学法人国際教養大学が徴収する料金の上限の変更に関する認可について	162
議案第 百三号	財産の貸付けについて	163
議案第 百四号	令和八年度自然公園事業に要する経費の一部負担について	165
議案第 百五号	令和八年度県営土地改良事業に要する経費の一部負担について	167
議案第 百六号	令和八年度水産基盤整備事業に要する経費の一部負担について	177
議案第 百七号	令和八年度林道事業に要する経費の一部負担について	179
議案第 百八号	令和八年度都市計画事業に要する経費の一部負担について	182
議案第 百九号	令和八年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担について	183
議案第 百十号	令和八年度米代川流域下水道事業に要する経費の一部負担について	185

議案第 百十一号	令和八年度流域下水道汚泥焼却施設の維持管理に要する経費の一部負担について	186
議案第 百十二号	令和八年度県北地区広域汚泥処理施設の維持管理に要する経費の一部負担について	187
議案第 百十三号	令和八年度県南地区広域汚泥資源化施設の維持管理に要する経費の一部負担について	188
議案第 百十四号	秋田湾・雄物川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について	189
議案第 百十五号	秋田湾・雄物川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について	190
議案第 百十六号	米代川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について	191
議案第 百十七号	米代川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について	192
議案第 百十八号	令和八年度急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部負担について	193
議案第 百十九号	令和八年度港湾事業に要する経費の一部負担について	195
議案第 百二十号	包括外部監査契約の締結について	196

(報告)

報告第一号	令和七年度秋田県一般会計補正予算(第七号)の専決処分報告	198
報告第二号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	200
報告第三号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	201
報告第四号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	202
報告第五号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	203
報告第六号	物損事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	204
報告第七号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	205
報告第八号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	206
報告第九号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	207
報告第十号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	208
報告第十一号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	209
報告第十二号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	210
報告第十三号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	211
報告第十四号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	212
報告第十五号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	213

補

正

議案第二十六号

秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金条例案

秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金条例

(設置)

第一条 県が行う公立の高等学校及び特別支援学校の高等部における新たな教育課程の開発、多様な学びの確保その他の教育の改革を先導する拠点の創出に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための処分)

第六条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理由

県が行う公立の高等学校及び特別支援学校の高等部における新たな教育課程の開発、多様な学びの確保その他の教育の改革を先導する拠点の創出に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

当

初

議案第六十六号

秋田県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例案

秋田県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例

秋田県公益認定等委員会条例（平成二十年秋田県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十八年法律第四十九号」の下に「。次条第二項において「法」という。」を加える。

第二条第二項中「公益法人」の下に「（法第二条第三号に規定する公益法人をいう。）若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第二百三十四号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第二百三十四号）による公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令（平成十八年政令第三百三号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第六十七号

秋田県行政手続条例の一部を改正する条例案

秋田県行政手続条例の一部を改正する条例

秋田県行政手続条例（平成八年秋田県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二條第三項中「第十五条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に、「と、」を「と、同項中」に改め、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十九条中「第十五条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八条第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県行政手続条例第十五条第三項及び第四項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（秋田県迷惑行為防止条例の一部改正）

3 秋田県迷惑行為防止条例（昭和三十九年秋田県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「第十五条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成推進基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）による行政手続法（平成五年法律第八十八号）の一部改正により、聴聞の通知の方式のうち公示によるもの方法を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第六十八号

秋田県部設置条例の一部を改正する条例案

秋田県部設置条例の一部を改正する条例

秋田県部設置条例（昭和五十六年秋田県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「企画振興部」を「政策企画部」に、「あきた未来創造部」を「人口戦略部」に改める。

第二条第一号四中「広報及び」を削り、同条第二号中「企画振興部」を「政策企画部」に改め、(五)を(六)とし、(二)から(四)までを一つずつ繰り下げ、(一)の次に次のように加える。

(二) 広報に関する事項

第二条第三号中「あきた未来創造部」を「人口戦略部」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

県の総合計画に掲げる政策を統括する機能並びに人口の自然減及び社会減への対策に関する施策を戦略的に推進する機能の強化を図るため、企画振興部及びあきた未来創造部をそれぞれ政策企画部及び人口戦略部に改める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第六十九号

秋田県公務員倫理条例案

秋田県公務員倫理条例

県が多様な主体と連携した質の高い県行政を実現していくためには、知事等及び職員が、積極的に地域住民や企業、各種団体等との交流を図りながら、県民の意見を深く理解するとともに、高い倫理意識と誇りを持って職務に取り組み、県民からの信頼を確保することが不可欠である。

しかしながら、収賄、官製談合、不適正な事務処理、飲酒運転などの事案が相次いで発生し、県民の公務に対する信頼を大きく失墜させている。

知事等及び職員は、こうした事態を深刻に受け止め、再びこのようなことが起こらないよう、自らの行動を適切に律し、県民との信頼関係を築き上げていく必要がある。

ここに、全体の奉仕者である公務員としての倫理意識の向上を図り、公平で透明性の高い県行政を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、知事等及び職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 知事等 知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員をいう。
- 二 職員 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する地方公務員をいう。
- 三 任命権者 地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者をいう。
- 四 事業者等 法人その他の団体（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第四号の事業者等とみなす。

(知事等及び職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第三条 知事等及び職員は、全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に

対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 知事等及び職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 知事等及び職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

4 知事等及び職員は、法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則及び規程に従い適正に職務を遂行しなければならない。

5 知事等及び職員は、職務外においても公務に悪影響を及ぼす行為をしてはならない。
(倫理規則等)

第四条 知事は、前条に規定する倫理原則を踏まえ、知事等及び職員（知事が任命権者であるもの（公営企業の業務に従事するものを除く。）に限る。

以下この項において同じ。）の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則（以下「倫理規則」という。）を定めるものとする。この場合において、倫理規則には、知事等及び職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等知事等及び職員の職務に利害関係を有する者との接触その他県民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し知事等及び職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

2 知事は、倫理規則の制定又は改廃に際しては、人事委員会の意見を聴かなければならない。

3 任命権者は、倫理規則の趣旨を踏まえ、それぞれ職員（第一項に規定する職員を除く。）の職務に係る倫理に関する規程（次条において「倫理規程」という。）を定めるものとする。
(贈与等報告書の作成及び贈与等の報告)

第五条 知事等及び職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と知事等及び職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として倫理規則又は倫理規程（以下「倫理規則等」という。）で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超えるときに限り、当該贈与等が職務上必要な場合その他の倫理規則等で定める場合を除く。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下この条において「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、作成（副知事、教育長及び常勤の監査委員にあつては作成及び知事に提出、職員にあつては作成及び任命権者に提出）をしなければならない。

- 一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額
- 二 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実
- 三 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所
- 四 前三号に掲げるもののほか、倫理規則等で定める事項

(贈与等報告書の保存及び閲覧)

第六条 前条の規定により作成し、又は提出された贈与等報告書は、知事が作成したものと並びに副知事、教育長及び常勤の監査委員が提出したものにあっては知事において、職員が提出したものにあっては受理をした任命権者において、これを作成し、又は提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日までそれぞれ保存しなければならない。

2 何人も、前項の規定により贈与等報告書を保存している知事又は任命権者に対し、それぞれの保存に係る贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該知事又は当該任命権者が認めることにつき相当の理由がある事項に係る部分については、この限りでない。

(人事委員会の権限)

第七条 人事委員会は、知事等及び職員の職務に係る倫理の保持に資するため、次に掲げる事務を処理するものとする。

- 一 倫理規則の制定又は改廃に関し、知事に意見を申し述べること。
- 二 知事等及び職員の職務に係る倫理の保持に関する事項について調査研究を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事等及び職員の職務に係る倫理の保持に関し講ずべき措置について任命権者に意見を申し述べること。

(倫理監督者)

第八条 任命権者は、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、職員の倫理を監督する職員（この条において「倫理監督者」という。）を指名する。

2 倫理監督者は、職員の職務に係る倫理の保持に関し、職員に対する指導及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 倫理監督者は、警察にあつては、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官であることを妨げない。

(職員の倫理の保持に関する状況の公表)

第九条 任命権者は、毎年度、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、知事に報告す

るものとする。

2 知事は、毎年度、知事等及び職員の職務に係る倫理の保持に関する状況並びに職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策並びに前項の報告について、その概要を公表するものとする。

(任命権者による懲戒処分等の概要の公表)

第十条 任命権者は、職員にこの条例又は倫理規則等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合は、当該懲戒処分等の概要を公表するものとする。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、倫理規則等で定める。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第七条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

2 第五条の規定は、この条例の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

知事等及び職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第七十号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和二十二年秋田県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「九一〇、〇〇〇円」を「九三〇、〇〇〇円」に、「八一〇、〇〇〇円」を「八三〇、〇〇〇円」に、「七八〇、〇〇〇円」を「八〇〇、〇〇〇円」に改め、同条第二項中「以下」を「次条及び第六条において」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

県議会議員の報酬月額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第七十一号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第十九条の二において同じ。）」を加える。

第九条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九条の三 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第十一条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第二十三条の六第一項及び第二項第一号中「給料」の下に「、第二種初任給調整手当」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(第二種初任給調整手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和十年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第九条の三第一項の規定の適用については、同項中「第十一条の二」とあるのは、「第十一条の二又は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和七年秋田県条例第八号) 附則第五項」とする。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年秋田県条例第十四号)の一部を次のように改正する。
第二条及び第三条第二項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

4 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年秋田県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この条例による改正後の」を削り、「改正後の条例」を「給与条例」に改める。

附則第三項中「改正後の条例」を「給与条例」に、「一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)」を「給与条例」に改める。

附則第六項中「改正後の条例」を「給与条例第九条の三第一項、」に改める。

附則第七項中「改正後の条例」を「給与条例」に改める。

附則第八項中「第六項及び第八項」を削り、「並びに第十条並びに改正後の条例第五条第四項、第五項及び第七項」を「及び第十条」に改める。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木健太

理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第八十九号)による地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部改正により、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る職員に対し支給する第二種初任給調整手当を新設する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第七十二号

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与および旅費に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「一、二一〇、〇〇〇円」を「一、二四〇、〇〇〇円」に、「九三〇、〇〇〇円」を「九五〇、〇〇〇円」に改める。

第十条第三項第一号中「百分の七十」を「百分の五十五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十」に改め、同項第三号中「百分の二十」を「百分の十五」に改める。

附則第六項を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木健太

理 由

知事等の給料月額を引き上げるとともに退職手当の支給割合を減ずる等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第七十三号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「一七二、〇〇〇円」を「一七六、〇〇〇円」に、「七〇、〇〇〇円」を「七一、〇〇〇円」に、「五七、〇〇〇円」を「五八、〇〇〇円」に、「一八五、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「六五、〇〇〇円」を「六六、〇〇〇円」に、「五一、〇〇〇円」を「五二、〇〇〇円」に、「六八、〇〇〇円」を「六九、〇〇〇円」に、「四九、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇円」に、「二六七、〇〇〇円」を「二七三、〇〇〇円」に、「五三六、〇〇〇円」を「五四九、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

特別職の職員で非常勤のものものの報酬額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第七十四号

秋田県県税条例の一部を改正する条例案

秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「総合県税事務所又は県庁の掲示場に掲示して行う」を「同条第二項に規定する公示事項（以下この条において「公示事項」という。）を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「法施行規則」という。）第一条の八第一項で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を県庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を総合県税事務所の事務所若しくは県庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第三十三条第四項中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「」及び「という。」）を削る。

第三十六条の二第三項中「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二条」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第八条」に、「県の許可」を「知事の公益信託認可」に、「第一条」を「第二条第一項第一号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第三十六条の二第三項の改正規定及び附則第三項の規定は、令和九年一月一日から施行する。

（公示送達に関する経過措置）

2 この条例による改正後の秋田県県税条例第二十三条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（県民税に関する経過措置）

3 地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）附則第五条の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の秋田県県税条例第三十六条の二第三項の規定の適用については、同項中「第八条の規定により知事の公益信託認可を受けた同法第二条第一号に規定する公益信託」とあるのは、「による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条の規定により県の許可を受けた同法第一条に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く。）」とする。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木健太

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正により個人の県民税の寄附金税額控除が適用される公益信託を定めるとともに、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）による地方税法の一部改正に伴い公示送達の方法を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第七十五号

秋田県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案

秋田県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

秋田県産業廃棄物税条例（平成十四年秋田県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第二条第十三項」を「第二条第十五項」に改める。

附 則

この条例は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）による資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第七十六号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の表三の項中「の設置の届出」を「に係る一般通告等があった旨の通知」に改め、同表四の項中「の設置の認可」を「に係る一般通告等があった旨の通知の受理」に改め、同表五の項中「の設置者等からの報告の徴収」を「に係る一般通告等があった旨の通知の受理」に改める。

別表第二十五中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、同表第五号中「児童福祉法」を「法」に改め、同号を同表第九号とし、同表第四号中「児童福祉法」を「法」に改め、同号を同表第八号とし、同表第三号中「児童福祉法」を「法」に改め、同号を同表第七号とし、同表第二号中「児童福祉法」を「法」に改め、同号を同表第六号とし、同表第一号中「児童福祉法」を「法」に改め、同号を同表第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 児童福祉法（以下この表において「法」という。）第三十三条の十四第一項の規定による市町村の設置する保育所に係る一般通告等があった旨の通知の受理

二 法第三十三条の十四第二項の規定による市町村の設置する保育所における被措置児童等の状況等を確認するための措置

三 法第三十三条の十四第三項の規定による市町村の設置する保育所の設置者に対する指導等

四 法第三十三条の十五第一項の規定による市町村の設置する保育所に係る第二号に掲げる措置等の内容等の報告

別表第二十八中第九号を第十三号とし、第二号から第八号までを四号ずつ繰り下げ、同表第一号中「児童福祉法（以下この表において「法」という。）」を削り、同号を同表第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 児童福祉法（以下この表において「法」という。）第三十三条の十四第一項の規定による私立の保育所に係る一般通告等があった旨の通知の受理

二 法第三十三条の十四第二項の規定による私立の保育所における被措置児童等の状況等を確認するための措置

三 法第三十三条の十四第三項の規定による私立の保育所の設置者に対する指導等

四 法第三十三条の十五第一項の規定による私立の保育所に係る第二号に掲げる措置等の内容等の報告

別表第二十八の二第一号を次のように改める。

一 児童福祉法（以下この表において「法」という。）第三十三条の十四第一項の規定による認可外保育施設に係る一般通告等があった旨の通知の受理

別表第二十八の二中第七号を第十一号とし、第二号から第六号までを四号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の四号を加える。

二 法第三十三条の十四第二項の規定による認可外保育施設における被措置児童等の状況等を確認するための措置

三 法第三十三条の十四第三項の規定による認可外保育施設の設置者に対する指導等

四 法第三十三条の十五第一項の規定による認可外保育施設に係る第二号に掲げる措置等の内容等の報告

五 法第五十九条第一項の規定による認可外保育施設の設置者等からの報告の徴収等

別表第二十九の二中第三号を第八号とし、同号の前に次の五号を加える。

三 学校教育法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十

七号。以下この表において「準用認定子ども園法」という。）第二十七条の五第一項の規定による市町村の設置する幼稚園に係る一般通告等があつ

た旨の通知の受理

四 準用認定子ども園法第二十七条の五第二項の規定による市町村の設置する幼稚園における入園児虐待の状況等を確認するための措置

五 準用認定子ども園法第二十七条の五第三項の規定による市町村の設置する幼稚園の設置者に対する指導等

六 準用認定子ども園法第二十七条の六第一項の規定による市町村の設置する幼稚園に係る第四号に掲げる措置等の内容等の報告

七 準用認定子ども園法第二十七条の七第一項の規定による市町村の設置する幼稚園において発生した入園児虐待の状況等の報告

別表第三十中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、同号の前に次の四号を加える。

四 学校教育法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この表において

「準用認定子ども園法」という。）第二十七条の五第一項の規定による私立の幼稚園に係る一般通告等があつた旨の通知の受理

五 準用認定子ども園法第二十七条の五第二項の規定による私立の幼稚園における入園児虐待の状況等を確認するための措置

六 準用認定子ども園法第二十七条の五第三項の規定による私立の幼稚園の設置者に対する指導等

七 準用認定子ども園法第二十七条の六第一項の規定による私立の幼稚園に係る第五号に掲げる措置等の内容等の報告

別表第五十三の備考中「ゴイサギ、」を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木健太

理由

知事等の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため権限移譲対象事務に児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の第十四第一項の規定による市町村の設置する保育所に係る一般通告等があった旨の通知の受理等の事務を加える等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第七十七号

秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案

秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年秋田県条例第一号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図ることを目的とする。

第二条に次の一号を加える。

十 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

第七条の見出し中「電子情報処理組織の使用等」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「少なくとも毎年度一回、県の機関等が」を削り、「使用して行わせ、又は行うことができる」を「使用する方法により行うことができる県の機関等に係る」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に、「により」を「により随時」に改め、同条を第十一条とする。

第六条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「として」を「が規定されている」に改め、「書類等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書類等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条の次に次の三条を加える。

（添付書類等の省略）

第八条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の県の機関等が定める書類等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定におい

て当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書類等の区分に応じ県の機関等が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書類等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第九条 県は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、障害の有無等の心身の状態、地理的な制約、経済的な状況その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

(市町村との連携)

第十条 県は、市町村と緊密に連携し、及び協力して、情報通信技術を活用した行政を推進するよう努めるものとする。

第五条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書類等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「書類等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第六条とする。

第四条第一項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書類等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等の定めるところにより、県の機関等が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の県の機関等が定める方式による表示をする場合に限る。

第四条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書類等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書類等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の一項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書類等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として県の機関等が定める場合には、県の機関等の定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

第四条を第五条とする。

第三条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「とされている」を「その他のその方法が規定されている」に、「により、」を「により、県の機関等が定める」に、「同じ。」と申請等をする者」を「この条及び次条において同じ。」とその手続等の相手方」に、「」を使用して行わせる」を「以下同じ。」を使用してする方法により行う」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「書類等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書類等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受けらる」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「申請等のうち」に、「より」を「において」に、「とされているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「氏名」を「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第八条において同じ。）の利用その他の氏名」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の一項を加える。

5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書類等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として県の機関等が定める場合には、県の機関等の定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

第三条を第四条とし、同条の前に次の一条を加える。

（情報システムの整備等）

第三条 県は、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を利用して行

われる手続等に係る県の情報システム（以下この条において「情報システム」という。）を整備しなければならない。

2 県は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 県は、第一項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する県の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の秋田県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第四条及び第五条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等（新条例第二条第六号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（新条例第二条第七号に規定する処分通知等をいう。）について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等（この条例による改正前の秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下この項及び次項において「旧条例」という。）第二条第六号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（旧条例第二条第七号に規定する処分通知等をいう。）については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第五条又は第六条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新条例第六条又は第七条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

（秋田県税条例及び秋田県証紙条例の一部改正）

4 次に掲げる条例の規定中「秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「秋田県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に、「第三条第一項」を「第四条第一項」に改める。

一 秋田県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）第二百二十四条の八第六項及び第二百二十七条の二

二 秋田県証紙条例（昭和三十九年秋田県条例第三十五号）第二条第一号

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健太

理由

行政手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図るため、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項に関する規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第七十八号

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年秋田県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び特定個人情報の提供」を削る。

第一条中「及び法第十九条第十一号の規定に基づく特定個人情報の提供」を削る。

第三条第一項中「別表第一」を「別表」に改め、「別表第二の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務」を削り、同条第二項を削り、同条第三項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第三条中第三項を第二項とし、第四項を削る。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

別表第一の一の項中「生活に困窮する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）に対する保護のための措置」を「自然災害によりその居住する住宅等に被害を受けた者に対する生活の再建を支援するための支援金の支給」に改め、同表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項から七の項までを削り、八の項を四の項とし、九の項を五の項とする。

別表第二及び別表第三を削り、別表第一を別表とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

2 住民基本台帳法施行条例（平成十四年秋田県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号及び別表第二教育委員会の項中「及び特定個人情報情報の提供」を削り、「別表第一」を「別表」に改める。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

自然災害によりその居住する住宅等に被害を受けた者に対する生活の再建を支援するための支援金の支給に関する事務の効率化を図るため同事務を個人番号を利用することができるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和六年デジタル庁・総務省令第八号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の施行に伴い所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第七十九号

秋田県子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例案

秋田県子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例

秋田県子ども・子育て支援条例（平成十八年秋田県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「下に」の下に「児童の権利に関する条約及び子ども基本法（令和四年法律第七十七号）の精神にのっとり」を加える。

第十一条の見出しを「（子どもの権利に関する理解の促進及び子どもの意見の尊重）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

県は、子どもの権利について、子ども自らの理解を深めるとともに、県民の関心と理解を深めることにより社会全体で子どもの権利を尊重する気運を醸成するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

子どもの権利に関する理解の実態に鑑み、子どもの権利について子ども自らの理解を深めるとともに、社会全体で子どもの権利を尊重する気運を醸成する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第八十号

秋田県地域おこし支援基金条例を廃止する条例案

秋田県地域おこし支援基金条例を廃止する条例

秋田県地域おこし支援基金条例（平成二年秋田県条例第一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

自主的、主体的な地域づくり等の充実に鑑み、秋田県地域おこし支援基金を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第八十一号

秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部を改正する条例案

秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部を改正する条例

秋田県営観光レクリエーション施設条例（平成四年秋田県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場の項を削る。

第三条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

別表第五号中「秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場」を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木健太

理 由

最近における利用者の減少等に鑑み、秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第八十二号

秋田県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例案

秋田県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

秋田県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成十八年秋田県条例第十五号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「第四十八条第一項」を「第五十八条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴 木 健 太

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百八十七号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第八十三号

秋田県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案

秋田県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年秋田県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十九条第一項の」を「。次項において「政令」という。」第十九条第一項に規定する基礎財政安定化基金拠出率を標準として」に改め、同条に次の一項を加える。

2 政令第十九条第一項に規定する子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、零とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木健太

理 由

高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第四号）による前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部改正により、後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額の算定に用いる割合を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第八十四号

秋田県国民健康保険条例の一部を改正する条例案

秋田県国民健康保険条例の一部を改正する条例

秋田県国民健康保険条例(平成二十九年秋田県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第十八条」を「第二十一条」に改める。

本則に次の三条を加える。

(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数)

第十九条 算定政令第十一条の二第一項第二号イ(1)の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 算定政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額

二 算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額

(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)

第二十条 算定政令第十一条の二第一項第二号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、同条第四項第一号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)

第二十一条 算定政令第十一条の二第一項第二号ロの子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、同条第五項第一号に掲げる数とする。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県国民健康保険条例第十九条から第二十一条までの規定による子ども・子育て支援納付金納付金基礎額に係る同条例第七条の規定による算定及び通知その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第二号）による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部改正により、子ども・子育て支援納付金納付金基礎額の算定に係る基準等を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第八十五号

秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案

秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表三十二の項中「第十四条第七項（同条第十五項後段）」を「第十四条第六項（同条第十三項後段）」に、「第十五項前段」を「第十三項前段」に改め、同表三十三の項中「第十四条第七項」を「第十四条第六項」に改め、同表三十四の項中「第十四条第十五項前段」を「第十四条第十三項前段」に改める。

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等（令和七年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等（令和七年法律第三十七号）による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第八十六号

秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例

秋田県環境影響評価条例(平成十二年秋田県条例第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 法の対象事業に係る手続等(第三十五条・第三十六条)」を

「第二節 法の対象事業に係る手続等(第三十五条・第三十六条)

第三節 海洋再生可能エネルギー発電事業に係る特例等(第三十六条

の二・第三十六条の三)」に改める。

第八章に次の一節を加える。

第三節 海洋再生可能エネルギー発電事業に係る特例等

(海洋再生可能エネルギー発電事業に係る特例)

第三十六条の二 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律(平成三十年法律第八十九号)第十六条第二項第十号に規定する選定事業者(以下この項及び次項において「選定事業者」という。)が認定公募占用計画(同法第二十二條第一項に規定する認定公募占用計画をいう。)に係る海洋再生可能エネルギー発電事業(同法第二条第四項に規定する海洋再生可能エネルギー発電事業をいう。)を行う場合における当該選定事業者については、第三章第一節の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合における選定事業者に関するこの条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十一条第一項</p>	<p>前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八條第一項の意見に配慮して第五條第一項第四号に掲げる事項に検討を加え</p>	<p>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律(平成三十年法律第八十九号。以下「整備法」という。)第十一条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して</p>
<p>第十三條第一項第二号</p>	<p>第八條第一項の意見</p>	<p>整備法第十一条第四項の環境保全意見</p>

第十三条第一項第三号	第十条第一項の知事の意見	整備法第十一条第七項の環境保全意見
第十三条第一項第四号	意見	環境保全意見
第十四条第一項	第八条第一項及び第十条第一項の意見	整備法第十一条第四項及び第七項の環境保全意見
第二十一条第一項第一号	同条	第十一条
第二十四条及び第二十五条第一項	第七条	第十五条
第二十四条	第五条から	第十一条から
第四十六条	第六条	整備法第十一条第六項

(海洋環境等調査方法書の案についての知事等の意見)

第三十六条の三 知事は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十一条第六項の規定により環境大臣から海洋環境等調査方法書の案について環境の保全の見地からの意見を求められたときは、環境大臣に対し、当該意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、当該海洋環境等調査方法書の案について秋田県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項の意見を勘案するものとする。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県環境影響評価条例第三十六条の二の規定は、令和八年四月一日以後に海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る

海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号。以下この項において「改正法」という。）による改正後の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第一項の規定により指定される区域（同日前に改正法による改正前の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第八条第二項の規定による調査が開始された区域で、改正法の施行の際同条第一項の規定による指定がされていないもの（以下この項において「特定区域」という。）を除く。）について適用し、同日前に旧法第八条第一項の規定により指定された区域（特定区域を含む。）に係る海洋環境（当該区域の周辺の海岸及びその近傍の土地の環境を含む。）に関する調査については、なお従前の例による。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木健太

理由

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に鑑み、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定により選定事業者が認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については環境影響評価方法書に関する規定を適用しないこととする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第八十七号

秋田県家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例案

秋田県家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例（昭和三十三年秋田県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号を次のように改める。

五 牛のヨーネ病検査料

(一) 遺伝子検査による場合

一頭につき 四千元

(二) 遺伝子検査以外の検査による場合

一頭につき 七百元

第二条第六号中「八百円」を「九百元」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

牛のヨーネ病に係る遺伝子検査を受けようとする者から手数料を徴収するとともに、牛のヨーネ病に係る遺伝子検査以外の検査及び豚のオーエスキ―病に係る検査に要する費用の適正な負担を確保するためこれらの手数料の限度額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第八十八号

秋田県家畜検査等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

秋田県家畜検査等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県家畜検査等手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イを次のように改める。

イ 牛（ヨーネ病に係るものに限る。）

(1) 遺伝子検査による場合

一頭につき 四千元

(2) 遺伝子検査以外の検査による場合

一頭につき 七百元

第二条第一号ホ中「八百円」を「九百円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

牛のヨーネ病に係る遺伝子検査を受けようとする者から手数料を徴収するとともに、牛のヨーネ病に係る遺伝子検査以外の検査及び豚のオーエスキ―病に係る検査に要する費用の適正な負担を確保するためこれらの手数料の額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第八十九号

秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例案

秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和三十九年秋田県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表国営田沢二期土地改良事業の項及び第四条第一項の表国営田沢二期土地改良事業の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

国営田沢二期土地改良事業に係る負担金の徴収の完了に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第九十号

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例案

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和三十一年秋田県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第二条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二条の四 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される知事が定める給料表の給料月額のうち当該職員の属する知事が定める職務の級及び当該職員の受ける知事が定める号給に応じた額（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員その他の知事が別に定める職員にあつては、知事が定める額）並びにこれに第三条の二の規定による知事が定める地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に十二を乗じ、その額を知事が定める一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから知事が定める時間を減じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して知事が定める額を下回るものには、採用の日から知事が定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして知事が定めるものには、知事の定めるところにより、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

第十三条の十第一項中「（昭和五十九年秋田県条例第一号）」を削る。

第十三条の十二第二項中「第二条の二」の下に「、第二条の四」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び第三条並びにこの条例による改正後の企業職員の給与の種類および基準を定める条例第十三条」を「第三条及び第十三条」に改める。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十九号）による地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部改正に鑑み、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る企業職員に対し支給する第二種初任給調整手当を新設する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第九十一号

秋田県工業用水道条例の一部を改正する条例案

秋田県工業用水道条例の一部を改正する条例

秋田県工業用水道条例（昭和四十一年秋田県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「一五・三八円」を「一九・五〇円」に、「三〇・七六円」を「三九・〇〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県工業用水道条例の規定は、令和八年四月以後の月分の工業用水道使用料について適用し、同年三月以前の月分の工業用水道使用料については、なお従前の例による。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木健太

理 由

地方公営企業の健全な運営を確保するため、秋田工業用水道の使用料の額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

変圧塔その他これに類するもの		共架電線、地下電線その他線類	
変圧塔その他これに類するもの		地上に設けるもの	地下に設けるもの
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	き一年
外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	六円	五円
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	四円	三円
外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	二五円	二〇円
外径が〇・二メートル以上〇・二五メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	三六円	二八円
外径が〇・二五メートル以上〇・三メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	五四円	四二円
外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	七二円	五六円
外径が〇・四メートル以上〇・五メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	一一〇円	八五円
外径が〇・五メートル以上〇・七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	一四〇円	一一〇円
外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	二五〇円	二〇〇円
外径が一メートル以上一・五メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	三六〇円	二八〇円
外径が一・五メートル以上二メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	一、二〇〇円	九四〇円
外径が二メートル以上三メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	四円	三円
外径が三メートル以上四メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	六円	五円

郵便差出箱及び信書便差出箱	メートル未満のもの						
	外径が一メートル以上のもの						
公衆電話所	一個につき一年						
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占有面積一平方メートルにつき一日						
自転車駐車場	占有面積一平方メートルにつき一年						
地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年						
標識	一本につき一年						
工用板囲い、足場、詰所その他の工用施設及び土石、竹木その他の工用材料の置場	占有面積一平方メートルにつき一月						
都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第十二条第三項第一号から第五号までに掲げる社会福祉施設	占有面積一平方メートルにつき一年						

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木健太

理由

県が管理する道路の占用料の額の改定により、都市公園の占用に係る使用料の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第九十三号

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県道路占用料徴収条例(昭和四十三年秋田県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第二条関係)

法第三十二条 第一項第一号 に掲げる工作 物								占用物件		単位	占用料		
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	第一級地	第二級地		第三級地		
一本につき一年							長さ一メートルにつき一年	六七〇	五七〇	五三〇			
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、四〇〇	六〇〇	九六〇	一、三〇〇	六〇	六	八八〇	八二〇	八一〇			
五七〇	五七〇	一、二〇〇	五一〇	八二〇	一、一〇〇	五一	五	五七〇	八二〇	八一〇			
五三〇	五三〇	一、一〇〇	四七〇	七五〇	一、〇〇〇	四七	五	五三〇	七五〇	八一〇			

法第三十二条 第一項第二号 に掲げる物件											
地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一 メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五 メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二 メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三 メートル未満のもの
	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年		表示面積一平方メートルにつき一年	占有面積一平方メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年				
四	五九〇	三六〇	一、二〇〇	五〇〇	一、九〇〇	一、二〇〇	二五	三六	五四	七二	一一〇
三	五〇〇	三二〇	一、〇〇〇	四三〇	九〇〇	一、〇〇〇	二二	三一	四六	六一	九二
三	四六〇	二八〇	九四〇	三九〇	五八〇	九四〇	二〇	二八	四二	五六	八五

法第三十二条 第一項第三号 に掲げる施設		自動 運行 補助 施設		法第二項第五号 に規定する自動運行装 置による検知の対象と して設置する導線その 他の線類		道路の構造又は交通の状況を 表示する標示柱その他の柱類		その他のもの								
		地下に 設ける もの	その他 のもの	地下に 設ける もの	上空に 設ける もの	地下に 設ける もの	上空に 設ける もの									
外径が〇・三メートル以上〇・四 メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七 メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メー トル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	一本につき一年	占有面積一平方メートルにつき一年	三六〇	六〇〇	九六〇	一一二	四	七二〇	三六〇	二五〇	一四〇
								三二〇	五一〇	八二〇	一〇	三	六一〇	三二〇	二二〇	一一二〇
								二八〇	四七〇	七五〇	九	三	五六〇	二八〇	二〇〇	一一〇

標識	令第七条第一号に掲げる物件		法第三十二条第一項第六号に掲げる施設		法第三十二条第一項第五号に掲げる施設			法第三十二条第一項第四号に掲げる施設			その他のもの		
	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	その他のもの	階数が二以上のもの	階数が二のもの	階数が一のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
一本につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一月	占用面積一平方メートルにつき一月	占用面積一平方メートルにつき一日							占用面積一平方メートルにつき一年		
九六〇	一、九〇〇	一九〇	一九〇	一九	一、二〇〇	五七〇	九五〇	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額			一、二〇〇	一、二〇〇	
八二〇	九〇〇	九〇	九〇	九	一、〇〇〇	二七〇	四五〇	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額			一、〇〇〇	一、〇〇〇	
七五〇	五八〇	五八	五八	六	九四〇	一八〇	二九〇	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額			九四〇	九四〇	

令第七條第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	令第七條第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	令第七條第三号に掲げる施設	令第七條第二号に掲げる工作物	アーチ		幕（令第七條第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		旗ざお	
				車道を横断するもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの
	令第七條第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設		令第七條第二号に掲げる工作物	一基につき一月	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一日	一本につき一月	一本につき一日
	令第七條第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料		令第七條第三号に掲げる施設	一、二〇〇	九五〇	一、九〇〇	一九〇	一九〇	一九
	令第七條第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設		令第七條第二号に掲げる工作物	一、〇〇〇	四五〇	九〇〇	九〇	九〇	九
	令第七條第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設		令第七條第三号に掲げる施設	九四〇	二九〇	五八〇	五八	五八	六
	令第七條第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設		令第七條第二号に掲げる工作物	一二〇	一〇〇	九四			
	令第七條第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設		令第七條第二号に掲げる工作物	一九〇	九〇	五八			
	令第七條第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設		令第七條第三号に掲げる施設	Aに〇・〇三四を乗じて得た額					

令第七条第九号に掲げる施設	建築物	その他のもの	その他のもの	その他のもの	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が一のもの	上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	令第七条第八号に掲げる施設
						階数が二のもの			
令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	その他のもの	その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの					令第七条第十号に掲げる施設

占有面積一平方メートルにつき一年

Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇二六を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇二二を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇二二を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額									

令第七条第十四号及び第十五号に掲げる施設	応急仮設建築物	上空に設けるもの	Aに○・〇二四を乗じて得た額
	その他のもの	その他のもの	Aに○・〇三四を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具	令第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに○・〇二六を乗じて得た額
		上空に設けるもの	Aに○・〇一七を乗じて得た額
		その他のもの	Aに○・〇二二を乗じて得た額
令第七条第十四号及び第十五号に掲げる施設	令第七条第十二号に掲げる器具	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに○・〇二四を乗じて得た額
		上空に設けるもの	Aに○・〇一七を乗じて得た額
		その他のもの	Aに○・〇二二を乗じて得た額

別表の備考第二号(二)中「大館市」を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木健太

理 由

道路法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百四十四号）の施行により県が管理する道路の占用料の額を改定する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第九十四号

秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案

秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年秋田県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

標識	その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱	区分	単位	使用料の額		
										所在地	第一級地	第二級地
							一本につき一年			九六〇円	八二〇円	七五〇円
										六〇円	五一円	四七円
										一、三〇〇円	一、一〇〇円	一、〇〇〇円
										九六〇円	八二〇円	七五〇円
										六〇〇円	五一〇円	四七〇円
										一、四〇〇円	一、二〇〇円	一、一〇〇円
										一、〇〇〇円	八八〇円	八一〇円
										六七〇円	五七〇円	五三〇円

共架電線その他上空に設ける線類 地下に設ける電線その他の線類	水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他こ れらに 類する 物件	外径が〇・〇七メートル未満のもの 外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの 外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの 外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの 外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの 外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの 外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの 外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの 外径が一メートル以上のもの	長さ一メートルにつき一年 長さ一メートルにつき一年 長さ一メートルにつき一年	六円 五円 五円	四円 三元 三元	二五円 二二円 二〇円	三六円 三一円 二八円	五四円 四六円 四二円	七二円 六一円 五六円	一一〇円 九二円 八五円	一四〇円 一二〇円 一一〇円	二五〇円 一二〇円 二〇〇円	三六〇円 三二〇円 二八〇円	七二〇円 六一〇円 五六〇円	一、二〇〇円 一、〇〇〇円 九四〇円	五〇〇円 四三〇円 三九〇円	一、九〇〇円 九〇〇円 五八〇円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 郵便差出箱及び信書便差出箱 広告塔、看板及びポスター	一個につき一年 表示面積一平方メートルにつき一年

旗ざお	土地の使用に係るもの	一本につき一日	一九円	九円	六円
		使用面積一平方メートルにつき一年	一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の四を乗じて得た額	一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の八・八を乗じて得た額	
その他 のもの	建物又は工作物の使用に係るもの				

別表の備考第一号(二)中「大館市」を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

県が管理する道路の占用料の額の改定により行政財産の目的外使用に係る使用料の額を改定する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第九十五号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「あつて」の下に「第二種初任給調整手当、」を加える。

第十三条の三の次に次の一条を加える。

（第二種初任給調整手当）

第十三条の四 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第六条第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の教育委員会規則で定める職員にあつては、教育委員会規則で定める額）並びにこれに第十五条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に十二を乗じ、その額を第二十八条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して教育委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から教育委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、教育委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定めるものには、教育委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第二十条第二項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二種初任給調整手当

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(第二種初任給調整手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和十年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例第十三条の四第一項の規定の適用については、同項中「第十五条の二」とあるのは、「第十五条の二又は市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年秋田県条例第三十四号) 附則第五項」とする。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

3 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年秋田県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この条例による改正後の」を削り、「改正後の条例」を「給与条例」に改める。

附則第三項中「市町村立学校職員の給与等に関する条例(以下「給与条例」という。)」を「給与条例」に改める。

附則第六項中「改正後の条例」を「給与条例第十三条の四第一項、」に改める。

附則第七項中「改正後の条例」を「給与条例」に改める。

附則第八項中「、第四項、第六項及び第八項」を削り、「並びに第十四条並びに改正後の条例第六条第五項及び第七項」を「及び第十四条」に改める。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第八十九号)による地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部改正により、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る県費負担教職員に対し支給する第二種初任給調整手当を新設する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第九十六号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年秋田県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。
第七条第二項第三号中「二千七百元」を「三千九百元」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

国における義務教育費国庫負担金の見直しに鑑み、教員特殊業務手当の額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第九十七号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「以下」を「第四項において」に改め、同条第二項中「七七〇、〇〇〇円」を「七九〇、〇〇〇円」に改め、同条第三項中「。以下」を「。次条において」に改める。

第四条第三項中「百分の三十」を「百分の二十五」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木健太

理 由

教育長の給料月額を引き上げるとともに退職手当の支給割合を減ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第九十八号

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第一百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号中「三千三百円」を「三千六百元」に改め、同条第三号中「千七百元」を「二千元」に改め、同条第四号（一）中「三千三百円」を「三千六百元」に改め、同号（二）及び同条第五号中「千七百元」を「二千元」に改め、同条第六号中「八百七十円」を「千円」に改め、同条第七号中「千円」を「千三百円」に改め、同条第八号中「四百円」を「五百円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木健太

理 由

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）の規定による教育職員免許状の授与等の申請に対する審査に要する費用の適正な負担を確保するため、これらの申請に係る手数料の額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第九十九号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十七年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「四、四九六人」を「四、三三九人」に改め、同条第二号中「二八五人」を「二七八人」に改め、同条第四号中「二八九人」を「二八二人」に改める。

第二条第一号(一)中「一、七九八人」を「一、七七七人」に改め、同条第三号(一)中「一七人」を「一八人」に改める。

第三条第一号中「九九八人」を「九八〇人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第百号

秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例案

秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例

秋田県青少年交流センター条例（平成十一年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条第二項第二号中「第八条第一項各号」を「第九条第一項各号」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「第七条」を「第八条」に、「第四条から第六条まで」を「第五条から第七条まで」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「第三条」を「第四条」に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「第二条及び第三条」を「第三条及び第四条」に改め、同条を第九条とする。

第七条に後段として次のように加える。

この場合において、第二条の規定は、適用しない。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第一項中「第二条」を「第三条」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、同条の前に次の一条を加える。

（職員）

第二条 センターに、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

別表第一から別表第三までの規定中「第四条、第十一条」を「第五条、第十二条」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十三日提出

秋田県知事 鈴木 健 太

理 由

県が秋田県青少年交流センターの管理を行うことに伴い、同センターに事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。